

オフセット・プロバイダーの入会申請資格の要件に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、カーボン・オフセット推進ネットワーク会則第4条(3)に示す、オフセット・プロバイダーが入会申請の資格を持ち、且つ継続して会員であるための要件を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 カーボン・オフセット推進ネットワーク会則第4条(3)にいう要件とは、オフセット・プロバイダーのうち、適正な基準に基づきカーボン・オフセット業務を含む業務監査並びに会計監査を第三者機関により受け、もしくは政府等が定めるカーボン・オフセットに関する基準に基づき第三者機関による確認作業を受け、適正な活動を行っていることが確認されたことを指す。

付則 この細則は、当ネットワークの設立日から施行する。